を「当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる内国法人を合併法人とする適格合併（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものにあつては、当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する」に、「青色申告書である確定申告書（当該各号に掲げる欠損金額にあつては、確定申告書）」を「確定申告書」に改め、同項各号を削り、同条第三項第三号中「被合併法人と」を「被合併法人が」に、「がある」を「を有する」に改め、同項第四号中「と被合併法人」を「が被合併法人」に、「がある」を「を有する」に改め、同項第五号中「と最後に」を「との間に最後に」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号イ中「と当該」を「が当該」に、「があること」を「を有すること」に改め、同号ロ中「と他の」を「が他の」に、「があること」を「を有すること」に改め、同号ハ中「と当該」を「が当該」に、「があること」を「を有すること」に改め、同条第五項中「（法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）に規定する個別損金額を計算する場合の法第六十二条の七第一項の規定を含む。）の適用を受ける場合の同項」を「の適用を受ける場合の同条第一項」に、「適用期間又は」を「対象期間、」に改め、「（法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法第六十四条の十四第一項の規定を含む。）の適用を受ける場合の同項に規定する適用期間」を削り、「又は連結事業年度に該当する期間」を削り、同項第一号中「第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項」を「第五十七条第二項」に、「、第五項」を「から第六項まで、第八項」に、「含み、」を「含むものとし、法第五十八条の規定の適用がある欠損金額及び」に、「があること」を「を有すること」に、「第百二十三条の八第三項第一号」を「第百二十三条の八第二項第一号」に改め、「（同条第二項」を「（同項」に、「、第五項」を「から第六項まで、第八項」に、「含み、」を「含むものとし、法第五十八条の規定の適用がある欠損金額及び」に、「同条第一項」を「法第五十七条第一項」に改め、「なつたもの」の下に「（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）」を加え、同条第九項中「が」と」を「が五年前の日」と」に改め、同条第十一項中「同条第二項又は第六項」を「法第五十七条第二項」に、「に同条第二項」を「に法第五十七条第二項」に改め、「の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人」を削り、同条第十二項中「から第三項まで」を「、第二項又は第四項」に改め、「（当該事業年度に係る第三号に掲げる欠損金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を削り、同項第一号イ中「第百十六条の三（会社更生等の場合の欠損金額の範囲）に規定する合計額から次に掲げる欠損金額の合計額」を「⑴に掲げる金額から⑵に掲げる金額」に改め、同号イ⑵を削り、同号イ⑴中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第六十四条の七（欠損金の通算）」を加え、「同項本文」を「法第五十七条第一項本文」に改め、「又は第六項」を削り、同号イ⑴を同号イ⑵とし、その前に次のように加える。

⑴　第百十六条の二（会社更生等の場合の欠損金額の範囲）に規定する合計額

第百十二条第十二項第一号ロ中「（同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）」を削り、「第百十七条の二第一号」を「第百十七条」に、「掲げる金額」を「規定する合計額」に、「イ⑴及び⑵」を「イ⑵」に、「欠損金額の合計額」を「金額」に改め、同号ハ中「第五十九条第四項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前号イ⑵に掲げる金額（同号ハに掲げる場合にあつては、当該適用年度の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を除く。）

イ　法第六十四条の七第一項第一号から第三号までの規定の適用を受ける事業年度　当該適用年度に係る同項第四号に規定する損金算入欠損金額の合計額

ロ　イに掲げる事業年度以外の事業年度　法第五十七条第一項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

第百十二条第十二項第三号を削り、同条第十三項から第二十四項までを削り、同条第二十五項を同条第十三項とする。

第百十二条の次に次の一条を加える。

（通算完全支配関係に準ずる関係等）

第百十二条の二　法第五十七条第七項（欠損金の繰越し）に規定する政令で定める関係は、通算法人に係る通算親法人が法第六十四条の九第七項（通算承認）の規定の適用を受けて同条第一項の規定による承認（第三項第一号において「通算承認」という。）を受けた場合における当該通算法人と他の内国法人との間の完全支配関係で同条第一項に規定する政令で定める関係に該当するもの（通算完全支配関係に該当するものを除く。以下この条において「通算完全支配関係に準ずる関係」という。）とする。

２　法第五十七条第七項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること（同項の通算法人が通算親法人である場合には、第一号に掲げる要件に該当すること。）とする。

一　法第五十七条第七項第一号の合併の日の前日又は同号の残余財産の確定した日が、同号の他の内国法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日（当該他の内国法人が当該通算親法人との間に通算完全支配関係に準ずる関係がある法人である場合には、次に掲げる日のうちいずれか遅い日。以下この号及び次号において「関係発生日」という。）の前日から当該関係発生日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日であること。

イ　法第六十四条の九第九項に規定する申請特例年度開始の日

ロ　当該通算完全支配関係に準ずる関係を有することとなつた日（法第十四条第八項（事業年度の特例）の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日）